

2019年4月15日

各位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙台銀行

「書面添付応援ローン」の取扱い開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、適正な税務申告を行う中小事業者を支援するため、2019年4月16日（火）より、「書面添付応援ローン」の取扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本ローンでは、税理士法33条の2第1項に規定する書面添付のある中小事業者に対して、融資審査における必要書類の一部を免除いたします。また、書面添付があり、かつ「TKC モニタリング情報サービス」を利用している中小企業者に対しては、融資手数料を免除いたします。

当行では、本ローンの導入により適正な税務申告や決算業務のIT化を進めるお客さまを支援していくことで、今まで以上に地域経済の活性化に寄与していく所存でございます。

記

1. 商品概要

- (1) ご融資の対象者：県内で業歴3年以上の中小事業者（法人および個人事業主）で税理士法33条の2第1項に規定する書面添付のある中小事業者
- (2) ご融資金額：ご相談に応じて対応いたします。
- (3) ご融資期間：7年以内
※最終的な融資期間は当行審査基準により決定いたします。
- (4) ご融資利率：当行審査基準に基づく所定の金利
- (5) 担保：原則不要
- (6) 保証人：原則不要
- (7) 融資手数料：新規お取引先12,000円+消費税、既往お取引先2,000円+消費税
※TKC モニタリング情報サービスの利用先は免除いたします。
- (8) お取扱店舗：県内店舗（出張所を除きます）
- (9) その他：ご融資にあたっては、当行所定の審査基準がございます。
通常の審査において提出いただく納税証明書の提出は原則として免除とさせていただきます。
審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

2. 書面添付制度とは

書面添付制度は、税理士法（以下「法」という。）第33条の2に規定する計算事項等を記載した書面を税理士が作成した場合、当該書面を申告書に添付して提出した者に対する調査において、従来の更正前の意見陳述に加え、納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、税務代理を行う税理士又は税理士法人に対して、添付された書面の記載事項について意見を述べる機会を与えなければならない（法第35条第1項）こととされているものであり、税務の専門家である税理士の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図るためのものです。

3. TKC モニタリング情報サービスとは

TKC モニタリング情報サービスは、TKC 全国会会員事務所を通じて、法人の決算書等を金融機関に提供できる無償のクラウドサービスであり、法人の事務負担が軽減される上、信頼性の高い決算書等のタイムリーな提供が可能となるものです。

(1) 決算書等提供サービス

TKC システム利用企業において、法人税の電子申告後に、融資審査・格付のために金融機関へ決算書や申告書等のデータ提供が可能なサービスです。

(2) 月次試算表提供サービス

TKC システム利用企業において、TKC 会員事務所による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータ提供が可能なサービスです。

以 上

本件に関する問合せ先
営業統括部営業企画課 阿羅
TEL : 022-225-8741
融資部融資統括課 佐藤（誠）
TEL : 022-225-8053